

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆっこらの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席費用)

第3条 県内近隣に居住する役員が理事会・評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、交通費として1,000円を支払うものとする。

2 県外等遠隔地に居住する役員及び評議員が前項の会議に出席した場合で交通費等の実費が前項の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事の報酬は支給しない。但し、理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、交通費等の実費の他1日5,000円の報酬を支払うことができる。

2 定款第8条に基づき評議員の報酬は支給しない。但し評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、交通費等の実費の他1日5,000円の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、交通費等の実費の他1日10,000円の報酬を支払うことができる。

(出張費用)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、その業務遂行に必要と認められる費用を支給するものとする。

2 費用は原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に仮払い金として概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成17年3月2日より適用する。

平成22年10月30日一部改正（平成23年4月1日施行）

令和2年10月25日一部改訂（令和2年4月1日施行）